

**東京大学情報基盤センター データ科学研究部門
特任研究員（特定有期雇用教職員）**

職名及び人数	特任研究員 1名
契約期間	2026年4月1日 ~ 2027年3月31日
更新の有無	更新はしない
試用期間	採用された日から14日間
就業場所	情報基盤センター鈴村研究室（東京都文京区弥生2-11-16） 変更の範囲：原則同一部局内
業務内容	<p>内閣府 SIP（戦略的イノベーション創造プログラム）の補正予算により構築された GPU 計算機システム「SYNKA」を対象に、研究・教育・社会実装を支える次世代計算基盤としての安定運用と機能拡張に従事する。</p> <p>SYNKA は本来、医療 AI モデルの継続的な開発を目的とした GPU クラスタであり、NVIDIA H200 GPU を合計 400 台、総容量 7.1PB のストレージ等から構成される。一方で現在は、医療 AI に限らず基盤モデルの研究開発や AI 応用、さらに多様な学術領域の研究を推進する共用 GPU 計算基盤として運用されている。</p> <p>具体的には、GPU クラスタのジョブ管理基盤（例：Slurm 等）の運用設計・設定管理、ユーザ・プロジェクト管理、資源使用量の可視化・集計、障害検知と一次切り分け、ならびに運用手順・利用ドキュメント整備を行う。加えて、関連システム（学内データ基盤・認証基盤・外部ベンダ運用体制）との連携を前提とした運用アーキテクチャの設計、プロトタイプ開発、性能評価・効率化（監視・自動化、運用データの利活用を含む）を実施する。</p> <p>変更の範囲：配置換、兼務及び出向を命じることがある。</p>
就業時間	専門業務型裁量労働制により、1日7時間45分勤務したものとみなされる。
休日	土・日・祝日、年末年始（12月29日～1月3日）
休暇	年次有給休暇、特別休暇等
賃金等	年俸制を適用し、業績・成果手当を含め月額35万円～45万円程度（資格、能力、経験等に応じて決定する）、通勤手当（原則55,000円/月まで、支給要件を満たした場合）
加入保険	法令の定めにより文部科学省共済組合、雇用保険、労災保険に加入
応募資格	<ul style="list-style-type: none"> ・着任までに博士の学位を取得見込みであること ・大規模データ処理、機械学習に関する研究開発経験を有すること ・GPU 計算基盤、分散計算、ジョブスケジューラ（Slurm 等）に関する知識・運用経験を有すること <p>マルチ GPU クラスタ環境における研究開発または運用（構築・保守・障害対応）の経験を有すること</p>
提出書類	<ul style="list-style-type: none"> ・東京大学統一履歴書（以下の URL からダウンロードし作成すること。） https://www.u-tokyo.ac.jp/ja/about/jobs/r01.html <p>研究歴、研究業績リスト（主要論文の別刷を添付のこと）</p>
提出方法	<p>上記書類の電子ファイルを以下 URL にアップロードして下さい。 https://univtokyo.sharepoint.com/:f/t/Teams_jouhou-soumu.adm/IgASIPV2YrHFSpnva81yT86wARAmCACkRyx_JLR7zIQaX6Q</p> <p>※ファイル名に必ず氏名を記載してください。</p> <p>※2～3日以内に当方から受信確認メールが届かない場合はお問い合わせ下さい。</p> <p>※ 平日昼間に連絡の取れる電話番号、メールアドレスを記入してください。</p>
応募締切	2026年2月6日（金）必着 書類選考の上、合格者に対し面接を実施。
問い合わせ先	〒277-0882 千葉県柏市6-2-3 東京大学柏IIキャンパス 情報基盤センター 東京大学情報システム部情報戦略課総務チーム宛 電話：04-7133-4658、 電子メール：soumu-boshu[at]itc.u-tokyo.ac.jp

	<p>※[at]を@に変更してください。 必ず、上記応募方法より応募願います。上記のアドレスへのメール送付による直接応募は受け付けていません。</p>
募集者名称	国立大学法人東京大学
受動喫煙防止措置の状況	敷地内禁煙（屋外に喫煙場所あり）
その他	<ul style="list-style-type: none"> ・選考にあたり面接を行うことがあります。（対面かオンラインのいずれかで応相談） ・面接を受ける場合の交通費等は支給しません。 ・応募書類は返却しません。 ・応募書類をこの目的以外で利用することはできません。 ・適任者が決定次第応募を締め切ります。 ・「東京大学男女共同参画加速のための宣言（2009.3.3）」に基づき、女性の積極的な応募を歓迎します。 ・採用時点で、外国法人、外国政府等と個人として契約している場合や、外国政府等から金銭その他の重大な利益を得ている場合、外為法の定めにより、一定の技術の共有が制限され、結果として本学教職員としての職務の達成が困難となる可能性がある。このような場合、当該契約・利益については、職務に必要な技術の共有に支障のない範囲に留める必要がある。